

公の施設の指定管理者の指定の件（定山溪児童会館）

令和 6 年（2024 年）11 月 28 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称
札幌市定山溪児童会館
- 2 公の施設の位置
札幌市南区定山溪温泉西 1 丁目
- 3 指定管理者
札幌市西区宮の沢 1 条 1 丁目 1 番 10 号
公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会
理事長 本間 芳明
- 4 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

（理 由）

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、定山溪児童会館の指定管
理者を指定するため、本案を提出する。